

令和4年函審第6号

裁 決

押船A被押起重機船B乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年10月28日16時30分

北海道奥尻漁港稲穂地区

2 船舶の要目

船種	船名	押船A	起重機船B
総トン数	19トン		約1,602トン
全長	14.20メートル		54.00メートル
機関の種類	ディーゼル機関		
出力	1,176キロワット		

3 事実の経過

(1) 構造、設備

Aは、2機2軸2舵を備え、その船首部を非自航型起重機船Bの船尾中央凹部に^{かんごう}嵌合して油圧式のピンジョイントで結合し、全長62.7メートルの押船列（以下「A押船列」という。）を構成しており、港湾土木工事などに従事していた。

Aの操舵室は、船体前部と船体中央に建てた^{やぐら}櫓上とにそれぞれ設け、平素、純龍丸押船列を構成したときは櫓上の操舵室で操船を行い、同室前部中央に操舵スタンドが、右舷側に機関遠隔操縦装置が、左舷側にレーダー及び奥尻号のサイドスラスタ操作盤が、左舷天井にGPSプロッターがそれぞれ備えられていた。

Bは、船体が方形で、船首部に定格荷重250トン、ジブの長さ36.55メートルの全旋回式クレーンを有し、船首部両舷にサイドスラスタを備えていた。

(2) 奥尻漁港稲穂地区の状況

奥尻漁港稲穂地区（以下「稲穂地区」という。）は、北海道奥尻島最北部の日本海側に位置し、同地区東部の岸壁から319度（真方位、以下同じ。）方向に約70メートル伸びたのち、297度方向に屈曲して約35メートル伸びた東防波堤と、同防波堤の北端から355度55メートルのところから214度方向に約125メートル伸びた北防波堤とに囲まれ、同防波堤北端から045度140メートルのところから280度方向に140メートル伸びたのち、250度方向に屈曲し、約130メートル伸びた外防波堤が築造されていた。

(3) a 受審人の経歴

（省略）

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、船首1.5メートル船尾3.5メートルの喫水をもって、作業員等5人が乗船し、船首尾とも3.0メートルの喫水となったBとA押船列を構成し、令和2年10月28日16時20分稲穂地区の北防波堤東面を離岸し、北海道奥尻港に向かった。

a受審人は、外防波堤と北防波堤との間を西行して港外に向けることとし、檣上の操舵室で、GPSプロッター及び3海理レンジとしたレーダーを作動させ、舵輪後方に立った姿勢で出航操船に当たり、16時29分少し前稲穂岬灯台から224度1,220メートルの地点で、船首が358度を向き、機関を回転数毎分700にかけ、2.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、左舵一杯としてBのサイドスラスターを併用し、左回頭を開始した。

16時29分半a受審人は、稲穂岬灯台から223.5度1,170メートルの地点に達し、船首が313度を向いていたとき、右舷方の外防波堤まで20メートルとなり、折からの西南西風に圧流されて、同防波堤に接近する状況であったが、以前、稲穂地区を出航したときと同様、舵とBのサイドスラスターとを併用しただけで無難に回頭できるものと思い、レーダーで外防波堤との接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、外防波堤に向かって圧流されながら回頭を続け、16時30分稲穂岬灯台から224.5度1,130メートルの地点において、A押船列は、船首が282度を向いたとき、原速力のまま、同防波堤南面の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、両舷推進器翼、同軸及び舵軸に曲損などを生じたが、自力離礁してのちに修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、稲穂地区において、同地区を出航する際、船位の確認が不十分で、外防波堤に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、稲穂地区において、同地区を出航する場合、外防波堤に接近することのないよう、レーダーで同防波堤との接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、以前、稲穂地区を出航したときと同様、舵とBのサイドスラスタとを併用しただけで無難に回頭できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、折からの西南西風により、外防波堤に向かって圧流されている状況に気付かないまま回頭を続けて同防波堤南面の浅所に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年9月13日

函館地方海難審判所

審判官 大野 浩